

アクト司法書士事務所

〒273-0031 船橋市西船 4 - 22 - 2 NNSビル 502号
TEL 047-434-1456 FAX 047-434-1457

相続登記必要書類チェックリスト

被相続人（亡くなった方）に関する書類

住民票の除票（除票の保存期間は5年の為、取得できない場合があります）

本籍地の記載はあるか

死亡の旨の記載はあるか

登記上の住所と死亡時の住所が同じか

（違う場合は戸籍の附票が必要になります）

戸籍謄本等

10歳頃から死亡に至るまで全部あるか

権利証（登記済証）又は登記簿謄本

固定資産税評価証明書（市役所又は都税事務所で取得できます）

取得年度と登記申請年度が同じか

相続人に関する書類

法定相続人全員の戸籍謄本又は抄本

不動産を取得される方の住民票

本籍地の記載はあるか

その他（ケースにより異なります）

遺産分割協議書

相続人全員の署名があるか

相続人全員の実印での押印があるか

相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議による場合）

特別代理人選任審判書（遺産分割協議に未成年者がいる場合）

遺言書（公正証書遺言以外は家庭裁判所による検認が必要です）

必要になる書類はケースにより異なりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

ご依頼の際は、**身分証明書（写真付き）**及び **認印**をご持参ください。

